法第５６条（建築物の各部分の高さ）

道路斜線、隣地斜線に関する建築確認申請書への記載事項等

１．道路斜線制限関係

法第５６条第２項又は第４項の規定の適用を受けなければ、同条第１項第１号若しくは同条第３項の規定に適合できない計画の建築確認申請書においては、次の措置を講じる。

① 配置図に、次の事項を明記すること。

ア．後退距離を設定する位置及びその数値

イ．令第１３０条の１２各号に規定する建築物（令第１３０条の１２第４号を除く。以下「政令建築物」という。）がある場合においては、当該政令建築物の前面道路の中心線に面する方向の位置の道路中心の高さ

② 後退距離の算定上必要な図書を添付すること。

ア．必要な部分の詳細図

イ．政令建築物がある場合においては、当該政令建築物の構造、高さ、道路境界線からの最小距離等が判断できる図面

２．隣地斜線関係

隣地斜線制限の適用がある計画の建築確認申請書においては、前記１．①のア．及び②のア．を準用する。